

委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況

(平成15年10月9日現在)

文書番号	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
・厚生労働省発食安第0701015号	清涼飲料水
・厚生労働省発食安第0701021号 ※	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保
・厚生労働省発食安第0801001号	遺伝子組換え食品 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種、トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK 603 系統を掛け合わせた品種
・15 消安第 981 号 ・厚生労働省発食安第 0805007 号	｝飼料添加物 リボフラビン
・15 消安第 987 号 ・厚生労働省発食安第 0805006 号	｝動物用医薬品 エトキサゾール
・15 消安第 1154 号※	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること
・15 消安第 1321 号 ・厚生労働省発食安第 0825002 号	｝飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
・厚生労働省発食安第 1006001 号	微生物 セレウス菌
・厚生労働省発食安第 1008003 号	添加物 ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65、ポリソルベート 80

注：※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件

(参考) 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

府食第 27 号(7/24)	かび毒 パツリン
府食第 28 号(7/24)	添加物 メチルヘスペリジン
府食第 29 号(7/24)	添加物 コウジ酸
府食第 30 号(7/24)	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン／ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
府食第 34 号(7/31)	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム
府食第 35 号(7/31)	添加物 酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
府食第 68 号(8/28)	動物用医薬品 カルバドックス
府食第 69 号(8/28)	添加物 アセスルファムカリウム
府食第 83 号(9/4)	サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
府食第 99 号(9/11)	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
府食第 101 号(9/11)	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保
府食第 119 号(9/18)	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
府食第 129 号(9/25)	添加物 L-アスコルビン酸2-グルコシド
府食第 130 号(9/25)	添加物 亜硫酸塩類
府食第 131 号(9/25)	添加物 タール色素

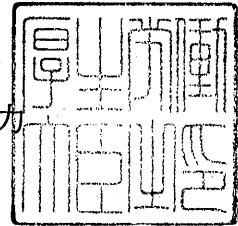
厚生労働省発食安第1006001号

平成15年10月6日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力

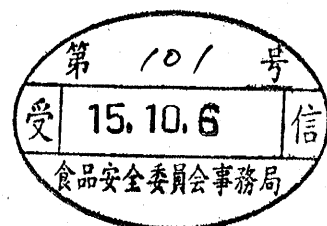


食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定すること

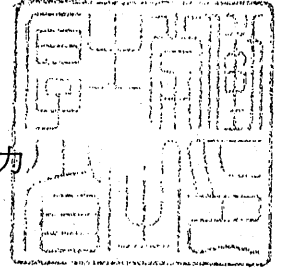


厚生労働省発食安第 1008003 号
平成 15 年 10 月 8 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること

ポリソルベート 20、同 60、同 65 及び同 80

